

創業時の資金として

R8.4月
新設!

令和8年度 秩父市ハイパワー資金（創業枠）をご活用ください

お得なポイント1

低金利 & 利息の補助!

創業間もない時期の資金を低金利で利用でき、返済完了までの負担を軽減します。

お得なポイント2

信用保証料相当額 全額補助!

融資を予定どおり完済した方へ、保証料相当額を補助します!

お得なポイント3

経営者保証 免除の対応あり

市町村スタートアップ創出促進保証（SSS）を利用する場合、経営者保証は不要です。

こんな方へおススメです!

- ◆開業前だが、融資を申し込みたい方
- ◆事業歴が1年未満であるため、ほかの融資に申し込めない方
- ◆スタートアップ保証を利用したい会社 などなど

【資金使途】 運転資金・設備資金としてご利用ください（協調融資としても取扱い可）

---【制度をご利用いただける方】-----

以下に掲げる①～⑤をすべて満たす方が対象です。

- ①市内に住民登録または法人登記がされていること
- ②市税の滞納がないこと
- ③信用保証協会の代位弁済による債務がないこと
- ④許認可等が必要な業種にあたっては、その許認可等を取得していること

⑤以下ア～エに掲げるいずれかの創業者もしくは新規中小企業者

〈創業者〉：市内で事業を開始しようとする方

ア. 事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内※に市内で事業を開始する者

イ. 事業を営んでいない個人で、貸付実行日から2か月以内※に市内で会社を設立し事業を開始する者

※認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの「証明書の写し」を提出したものにあっては、6か月以内

〈新規中小企業者〉：市内に事業所または本社を有する方

ウ. 事業を営んでいない個人で、事業を開始してから5年未満の者

（創業後に法人成りした場合を含む。ただし創業後5年未満のみ）

エ. 事業を営んでいない個人により設立された会社で、設立5年未満の会社



【融資限度額】 運転資金、設備資金合わせて2,000万円

【利率】 融資実行時の長期プライムレートから1.0%引いた利率

※さらに市が1.0%補助するため、実行金利は長期プライムレートから2.0%引いた利率となります（実行金利の下限：0.5%）。

【融資期間】 運転資金5年以内、設備資金5年以内（各据置6か月以内）

※通常枠への借り換えのみ可能です。

【償還方法】 元金均等分割返済

【担保】 不要

【保証人】 必要に応じて（ただし、市町村スタートアップ創出促進保証（SSS）を利用する場合は不要）

【信用保証】 市町村創業関連保証もしくは、市町村スタートアップ創出促進保証（SSS）

※市町村スタートアップ創出促進保証（SSS）の場合、税務申告1期未終了の方は、創業資金総額の1/10以上自己資金がある必要があります。

※埼玉県信用保証協会へお申込みの際は、秩父市から発行される交付決定通知書（創業枠）を添えてご提出ください。

（信用保証料の補助制度があります。詳細は裏面をご覧ください。）

【取扱金融機関】

埼玉りそな銀行 秩父支店 ☎22-3850

埼玉縣信用金庫 秩父支店 ☎22-2550

東和銀行 秩父支店 ☎22-4353

武蔵野銀行 秩父支店 ☎22-0940

足利銀行 秩父支店 ☎22-1700

埼玉信用組合 ☎22-2400

▼【裏面】信用保証料補助制度について

【提出書類チェック表】

--【ご自身がどれに該当するか、当てはまる□1つに✓】-----

- ①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に市内で事業を開始する者
- ②事業を営んでいない個人で、貸付実行日から2か月以内に市内で会社を設立し事業を開始する者
- ③事業を営んでいない個人で、事業を開始してから5年未満の者（創業後に法人成りした場合を含む。ただし創業後5年未満のみ）
- ④事業を営んでいない個人により設立された会社で、設立5年未満の会社

--【秩父市への提出書類（該当する□に✓）】-----

- 【共通】申請書
- 【上記①② かつ 市町村創業関連保証を使用する方】創業・再挑戦計画書（埼玉県信用保証協会へ提出する様式）
- 【②④または③のうち法人成りした場合 かつ SSSを使用する方】創業計画書（埼玉県信用保証協会へ提出する様式）
- 【（任意）上記①② かつ 事業開始日を6か月以内としたい方】認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の写し

信用保証料補助制度

補助対象融資制度での融資を、当初の返済予定どおりに完済された場合、信用保証料の全額を補助しています。

| 補助対象融資制度 | 補助対象者 | 補助額 |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 【秩父市小口・特別小口融資】 【秩父市中小企業振興資金 （ハイパワー資金）（創業枠）】 | ①当初契約時の融資契約期間内に、融資金を完済した ②市税を完納している ③個人にあつては住所および事業所を、法人にあつては本社を、それぞれ市内に有していること | 融資実行時に埼玉県信用保証協会に支払った信用保証料相当額（返戻額を除く） |

毎年2月頃に前年中に補助対象融資制度を完済した方の信用保証料補助申請を受け付けます。
例) 令和8年9月1日に完済した場合 →令和9年2月頃に申請受付、3月補助金交付

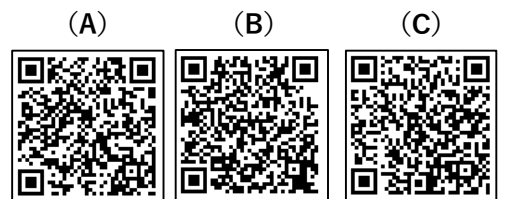
▼表面「証明書の写し」の詳細は右QRコードから（秩父市HP『秩父市創業支援事業計画』）
<https://www.city.chichibu.lg.jp/5481.html>

その他秩父市融資制度についてはこちら！

▼(A) 秩父市HP『秩父市ハイパワー資金』
<https://www.city.chichibu.lg.jp/1470.html>

▼(B) 秩父市HP『秩父市小口・特別小口融資』
<https://www.city.chichibu.lg.jp/1466.html>

▼(C) セーフティネット保証制度にかかる認定
<https://www.city.chichibu.lg.jp/1469.html>



【お問合せ先】

秩父市役所 先端技術推進課 ☎0494-21-5522
(秩父市熊木町8-15 歴史文化伝承館3階)